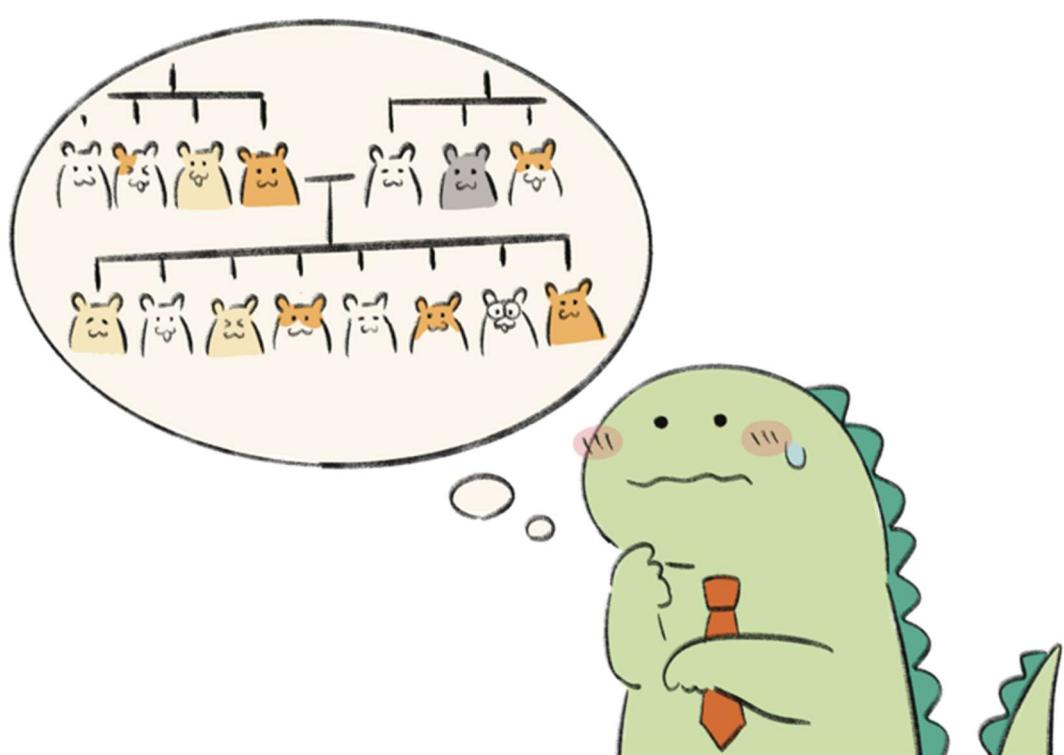


第2章

組合員と被扶養者



2-1 組合員

1 組合員とは

(1) 組合員の範囲 (定款32条)

次の①～⑥に掲げる者を組合員とします。

- ① **名古屋市の職員** (法2条1項1号に規定する職員 (常時勤務に服することを要する地方公務員) をいい、法3条1項2号に規定する職員 (公立学校共済組合の組合員) を除きます。)
- ② **名古屋港管理組合の職員**
- ③ **名古屋競輪組合の職員**
- ④ 法140条1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法11条の規定により法140条1項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者 (退職派遣者)
- ⑤ 法141条1項に規定する組合役職員 (名古屋市職員共済組合の職員)
- ⑥ 法144条の2、1項の規定により組合員であるとみなされた者 (任意継続組合員)

(2) 組合員の種別 (定款33条)

組合員は、次の①～⑨に区分します。

- ① **一般組合員**は、②～⑨までに掲げる組合員以外の組合員とします。
- ② **短期組合員**は、法74条2項各号に規定する職員である組合員とします。
- ③ **市長組合員**は、市長である組合員 (⑦に規定する市長長期組合員を除く。) とします。
- ④ **特定消防組合員**は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令による改正前の地方公務員等共済組合法施行令附則9条に規定する特定消防職員である組合員とします。
- ⑤ **長期組合員**は、後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律50条に規定する被保険者をいう。) (75歳以上又は65歳以上75歳未満で一定の障害にあるもの) である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない (生活保護世帯に属する者又は省令に定める特別な理由がある者) 組合員とします。
- ⑥ **後期高齢者等短期組合員**は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とします。
- ⑦ **市長長期組合員**は、市長である長期組合員とします。
- ⑧ **継続長期組合員**は、上記 (1) の④に掲げる組合員とします。
- ⑨ **任意継続組合員**は、上記 (1) の⑥に掲げる組合員とします。

(参考) 対象者と適用事業について

	短期組合員	長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	一般組合員
対象者	法74条第2項各号	後期高齢者医療の被保険者(75歳以上等)	退職派遣者	退職後希望者(最長2年)	その他
長期給付	適用なし	適用あり	適用あり	適用なし	適用あり
短期給付	適用あり	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり
福祉事業	適用あり	適用あり	適用なし	適用なし	適用あり

2 資格取得時の手続き

(1) 組合員の資格取得

組合員の資格を取得した者は、組合員資格取得届書に個人番号申告票（組合員）を添付し所属所経由で資格取得日から5日以内に共済組合に提出してください。

届書については、「退職者にかかる年金事務の手引き」（長期給付係から配付の資料）を参照してください。

所属所は資格取得者の標準報酬届を職員情報システムで作成し、共済組合に提出してください。（⇒第4章）

なお、組合員から組合員資格取得届書の提出があった場合は、所属所から「データ登録期間に関するリーフレット」を配付してください。

[短期組合員・後期高齢者等短期組合員（以下、「短期組合員等」といいます。）の資格取得]

短期組合員等の資格を取得したときは短期資格取得届に個人番号申告票（組合員）を添付し、所属所経由で資格取得日から5日以内に共済組合に提出してください。

所属所（局採用で区配置の職員については区）は資格取得者の標準報酬届を職員情報システムで作成し、システムにより共済組合に提出してください。

[会計年度任用フルタイム勤務職員（以下、「会計フル」といいます。）の資格取得]

会計フルは、採用時に短期組合員として資格取得します。会計フルとして採用され、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を経過した翌月1日に一般組合員の資格を取得します。（令第2条第5号）→ 一般組合員の資格を取得した際は、組合員資格取得届書に要件を満たしていることの証明資料を添付し、提出してください。

(2) 退職派遣から復帰した場合

組合員は組合員資格変更届出書に資格変更の事実を証明する書類（辞令等）を添付し、提出してください。また、所属所は資格変更者の標準報酬届を作成し、共済組合に提出してください。（⇒第4章）

(3) 書類の提出（標準報酬届は第4章参照）

職員情報システムを利用している所属は、組合員資格取得届書を職員情報システムで出力して提出するとともに、データも送付してください。

組合員資格変更届出書については、職員情報システムに対応していないため、共済組合ウェブサイト掲載の様式を使用してください。

書類の流れは、所属所→短期給付係（→長期給付係（共済年金関係のみ））です。

資格取得事由		届出書名	職員情報システム対応	短期給付係に提出
1	新規採用	組合員資格取得届書	○	送付書 届出書
2	再任用フルタイム採用	組合員資格取得届書	○	
3	再任用短時間採用	短期組合員資格取得届書	○	

4	退職派遣から復帰	組合員資格変更届出書	×	
5	会計フル採用	短期組合員資格取得届書	×	
6	会計年度短時間採用	短期組合員資格取得届書	×	

(4) 資格情報通知書の交付

資格取得にかかる届出書が提出され、医療保険者等向け中間サーバーに情報連携が完了すると、共済組合から資格情報通知書（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」といいます。）を保有していない者には、併せて資格確認書を交付します。以下同じ。）を交付します。

なお、一般組合員から再任用フルタイム勤務の組合員となる場合や、会計年度短時間職員が契約更新もしくは職員番号を変更せず、期間を空けずに別所属で採用される場合等、同一の組合員番号の共済組合の組合員資格が継続する場合は、新たな資格情報通知書は交付しません。

※法令改正により、令和6年12月2日から組合員証の発行を行っていません。

(5) 組合員の被扶養者となりうる者があるとき

被扶養者申告書にその事実を証明できる書類を添付して所属所経由で事実発生日から5日以内に共済組合へ提出し、資格情報通知書の交付を受けてください。

※子の出生に伴う扶養認定の場合は情報連携に時間を要するため、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず先に資格確認書を交付します。情報連携が完了次第、資格情報通知書を追送します。

(6) 資格証明書について

資格取得後すぐに医療機関等を受診する場合等、情報連携や資格確認書の交付がなされていない期間に健康保険を利用する場合は、組合員から「名古屋市職員共済組合資格証明書交付申請書」の提出を受け、所属所から資格証明書を交付してください。

資格証明書の有効期限5日間までです。交付した際は資格証明書交付記録簿に記録し、有効期限経過後は資格証明書を回収のうえ申請書とともに保管してください。回収した資格証明書及び申請書の保存期限は3年です。

申請書は共済組合に提出不要ですが、所属所にて資格証明書交付報告票を作成し、共済組合に提出してください。

※被扶養者の資格証明書は、共済組合で既に認定されている場合のみ交付してください。扶養認定の処理状況については、所属所から共済組合にお問い合わせください。

3 資格喪失時の手続き

(1) 資格喪失にかかる届出書

組合員の資格を喪失したときは、組合員又は組合員であった者（その者が死亡したときは、その者の遺族）は、届出書を共済組合に提出するとともに、交付を受けている資格確認書等を返納してください（長期のみの資格を喪失した場合を除きます。）。

届書については、退職時の年齢や年金受給状況等様々な要因で必要書類が異なるため、

「退職者にかかる年金事務の手引き」（長期給付係から配付の資料）を参照し、**長期給付係に個別に相談してください**（短期組合員等を除きます。）。

書類の流れは、所属所→短期給付係→長期給付係（短期組合員等を除きます。）です。

短期組合員等の場合は、退職届書のみを提出してください。死亡時も同様です。

（2）退職派遣される場合

組合員は**組合員資格変更届出書**を提出するとともに、交付を受けている**資格確認書等**を返納してください。

（3）資格確認書等の返納（長期のみの資格を喪失した場合を除きます。）

資格喪失日（退職日の翌日等）から、当該組合員及び被扶養者に交付されている資格確認書等（資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証）はすべて無効となり、組合員は共済組合にすべての証を返納しなければなりません。

このうち一つでも紛失等により返納できない場合は、**資格確認書等再交付申請書 減失届**を提出してください。なお、組合員証及び組合員被扶養者証は、法令改正の経過措置により令和7年12月2日以降は使用不可となります。資格喪失日が令和7年12月2日以降の場合は、組合員証及び組合員被扶養者証に限り返納不要です。

また、退職後、再就職等により共済組合の組合員番号が継続する場合は、発行済の資格確認書等を引き続き使用するため証回収は不要です。

4 資格変更の届出

（1）氏名変更

組合員が戸籍上の氏名を変更する場合は、**組合員氏名変更届**を提出してください。

※マイナ保険証の保有有無にかかわらず、届出が必要です。

※被扶養者の氏名変更は、被扶養者申告書による届出が必要です。

※旧姓使用の場合でも、戸籍上氏名を変更する場合は届出が必要です。

《提出書類》

ア 組合員氏名変更届

イ 戸籍謄本（写）又は戸籍の全部事項証明書（写）

ウ 資格確認書等（資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証）

エ 氏名変更に伴う資格確認書交付申請書

※職員情報システムから組合員氏名変更届を出力し、かつ、マイナ保険証を保有していない場合のみ提出

（2）住所変更

①職員情報システムを利用している場合

職員情報システムで住所変更登録がされている場合は、月1回一括取込を行うため共済組合への住所変更の届出書の提出は不要としています。

また、同居の被扶養者（別居登録されている被扶養者以外）については、組合員に合わ

せて住所変更登録がされますので、被扶養者についても届出は不要です。ただし、組合員と被扶養者の居住関係が変更する場合（同居→別居又は別居→同居）は、被扶養者申告書による届出が必要です。

なお、住所変更の場合は住所の記載がないため資格確認書等の返納は不要ですが、住所が記載されている限度額適用認定証及び特定疾病療養受領証については、証の差替が必要となります。裏に記入した住所の変更、修正を事由とする資格確認書の再交付はできません。

②職員情報システムを利用していない場合

組合員・被扶養者住所変更届に変更先の世帯全員の住民票（写）を添付して共済組合へ提出してください。

また、組合員と被扶養者の居住関係が変更する場合（同居から別居等）は、被扶養者申告書による届出が必要です。

（3）組合員の種別変更

組合員の種別が変更となった時は、組合員資格変更届出書に資格変更の事実を証明する書類（辞令等）を添付し提出してください。ただし、75歳到達により短期組合員から後期高齢者等短期組合員に移行した場合は添付書類は不要です。また、短期給付（健康保険）の資格を喪失したときは、併せて交付を受けている資格確認書等を返納してください。

2－2 被扶養者

1 被扶養者の範囲

被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものをいい、範囲は次のとおりです。

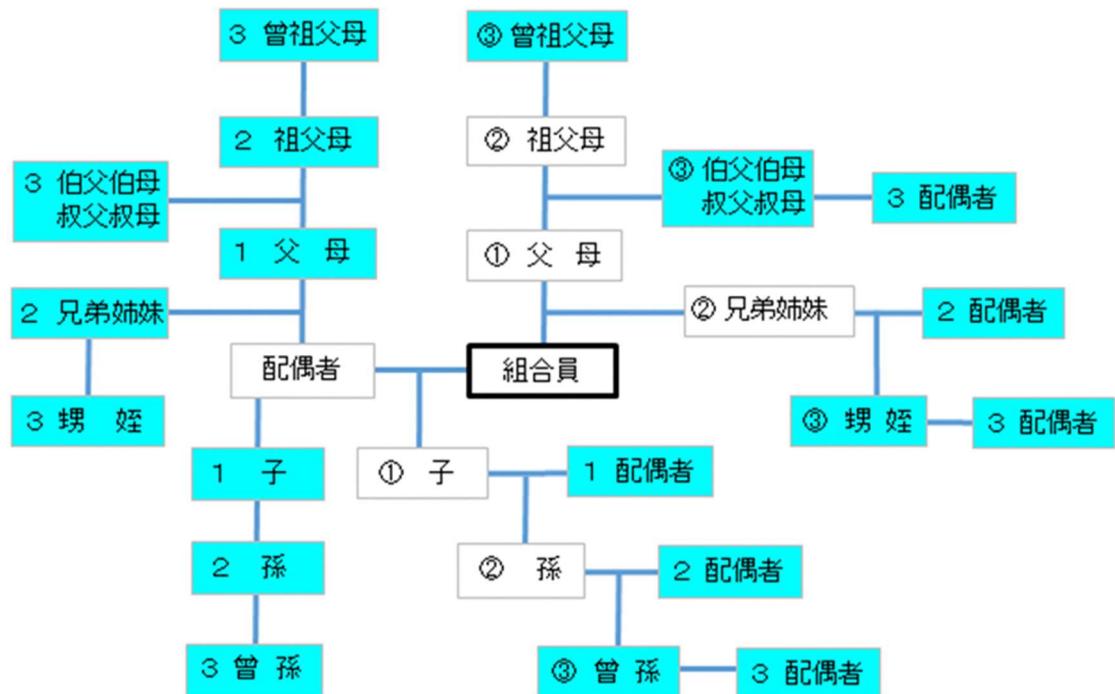
(法2条1項2号)

- ア 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- イ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- ウ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

[補足]

- ・「子」には、養子が含まれます。
- ・「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、一時的に別居を余儀なくされる勤務形態の場合やこれに準ずる場合、または国内居住要件に該当する場合は、同居していることを要しない場合があります。

被扶養者の範囲



は組合員と同居していなければならない。
数字①②③は血族親等、数字1 2 3は姻族親等を表す。

2 被扶養者として認定されない者

次のアからキに掲げる者は、被扶養者としません。（法2条1項2号・運用方針2条関係）

- ア 共済組合（法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいいます。）の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者及びその被扶養者
- イ 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満で一定の障害にある者）
- ウ 組合員以外の者がその者に係る扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者
- エ 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- オ 主として組合員の収入により生計を維持する事実が確認できない者
- カ 被扶養者認定に係る収入の基準額を超える者
- キ 日本国に住所を有しない者、ただし省令で定める者を除く

※日本国内に住所を有しない者でも、海外留学をする学生や海外に赴任する組合員に同行する者などについては、例外として認められます。

被扶養者として 申告する認定対象者	扶養義務者
父母	組合員の兄弟姉妹及び配偶者
兄弟姉妹	組合員の父母及び組合員の兄弟姉妹
配偶者の父母	配偶者の兄弟姉妹

3 被扶養者認定に係る収入の基準額等

所得税法では、暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに所得を算定しますが、被扶養者認定においては、事実発生日以降に見込まれる恒常的な収入により算定します。

なお、収入見込みを示すことが難しい場合は、前年（1月1日から12月31日まで）の状況を勘案して収入見込みを算定することとします。

（1）収入限度額

認定対象者の収入額は次のアからウに掲げる金額（以下、「収入限度額」といいます。）

の範囲内であることが必要です。（運用方針2条関係1項2号）

- ア 認定対象者の向こう1年間の恒常的な収入見込額が年額130万円未満であること。ただし19歳以上23歳未満（その年の12月31日時点の年齢で判断します。年齢到達日は誕生日の前日です。）の被扶養者（組合員の配偶者※は除く）は年間150万円未満（令和7年10月1日から適用）、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合は、恒常的な収入見込額が年額180万円未満であること。

※届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- イ パート、アルバイト等の給与収入については、月の収入額が上記アに定めた年額を月額に換算（アの年額/12月）した金額未満であること。

$$130 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月} = \text{月額 } 108,334 \text{ 円未満}$$

150万円÷12月=月額 125,000円未満

180万円÷12月=月額 150,000円未満

ボーナスなど賞与に相当するものが支給される場合は、状況に応じて配分加算します

(例: 4月から6月分までのボーナスとして15万円支給される場合は、4月から6月までの各月収入に5万円ずつ加算します)。

ウ 雇用保険法の基本手当、健康保険法の傷病手当金及び出産手当金など休業補償となる収入については、上記アに定めた年額を日額に換算(アの年額÷360日)した金額未満であること(1か月を30日として算出します)。

130万円÷360日=日額 3,612円未満

150万円÷360日=日額 4,167円未満

180万円÷360日=日額 5,000円未満

なお、雇用保険の基本手当に加えて技能習得手当(受講手当及び通所手当)が支給される場合は、それらも収入に含めて算出します。

被扶養者の収入限度額一覧

認定対象者の区分		原則	19歳以上 23歳未満※1 (組合員の配偶者を除く)	障害年金を受給※2 又は60歳以上
収入限度額	年額	1,300,000円	1,500,000円	1,800,000円
	月額	108,334円	125,000円	150,000円
	日額	3,612円	4,167円	5,000円

※1 その年の12月31日時点の年齢で判断する。なお、年齢到達日は誕生日の前日とする。

※2 国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合をいう。

(2) 恒常的な収入となるものについて

毎月に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続して繰り返し得られる性質の収入を指し、次のような収入が例として挙げられます。

なお、この収入には公的年金繰下げ待機期間中の者(未請求者を含む)で、65歳時点で本来受給するはずであった年金額を含めるものとする。

収入の種類	内容
給与収入	給料・賞与・手当・賃金・報酬等 勤務開始日(恒常的な収入が変化した日)から1年間の恒常的な収入の推計額で、諸手当(通勤手当等含む。)を含み、税や雇用保険等を控除する前の総収入額とします。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金(遺族年金・障害年金を含む。) 企業年金・恩給・個人年金等 なお、税や社会保険料、必要経費、事務手数料等を控除する

	前の総受給額とします。
事業収入・不動産収入	一般事業（商業・製造業・その他）、農業・漁業から生ずる収入、及び土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸による収入 なお、所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とし、扶養認定において必要と認められた経費（売上原価（仕入金額））のみ控除した額を収入とします。
利子収入・配当収入・株式等の譲渡収入	預貯金利子・株式配当金・有価証券利息・FX取引・デイトレード等で税を控除する前の額 なお、所得税法上確定申告不要の場合もありますが、共済組合では全て収入に含めます。 <u>取得価額を控除した額を収入とする</u> （売却手数料は含めません）。
司法修習生に貸与される修習資金	主として月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供であると考えられているため、恒常的な収入とします。
研究奨励金	日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は、生活補助的な収入であるため、恒常的な収入とします。
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝金・講演料・出演料・印税等で税を控除する前の額を収入とします。なお、事業収入に付随した雑収入であれば、事業収入と同様に売上原価（仕入金額）のみ控除した額を収入とします。
退職後の休業給付金等	傷病手当金・出産手当金（病気やけが、出産のために退職後に給付されるものは日額で判定します。） ※日額収入限度額以上で受給中の者もしくは給付を受ける資格があり申請をする予定の者は認定できません。 ※支給が終了した時、他の認定要件を備えている場合は被扶養者の申請ができますので、支給終了が確認できる書類を添付し、届出してください。
雇用保険法の給付	失業等給付の基本手当・傷病手当等（日額で判定）
失業者の退職手当	公務員を退職した際に当該手当を受けるとき
国又は自治体から支給される手当等	特別障害者手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当等
その他共済組合において、前記に準ずると判断した収入	

（3）恒常的な収入とみなされないものについて

- ・退職金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入
- ・奨学金

経済的理由により就学困難なものに学資金として支給・貸与されているものであるため、収入には含めません。

4 子の共同扶養

(1) 共同して子を扶養する場合の被扶養者の認定

夫婦ともに収入があり、共同して子を扶養する場合の被扶養者の認定は次のとおりとします。ただし、認定対象者が扶養手当の支給対象である場合は、原則として扶養手当を受給している者の被扶養者とします。

ア 原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。

イ 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。

なお、「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が、収入の多い方の年間収入に対し、1割以内である」とします。

※職員の退職（再任用）や遺産相続等で夫婦どちらかが収入増加したにも関わらず、扶養の付け替えを忘れてしまうケースが相次いでいます。定期的に世帯内の生計維持関係や被扶養者の居住状況・今後の収入見込み等を確認し、必要な手続きを進めてください。

判断に迷うものについては、お早めにご相談ください。

(2) 収入比較

原則として届出が提出された日の属する年の前年分の年間収入により比較します。

ただし、育児休業や退職・昇任等により前年と今後の収入見込み額が大きく異なる場合、今後の収入見込み額を確認できる書類があれば、その書類により判断します。

※定年延長や定年退職後、再任用職員として引き続き勤務する場合は、年度初めに今後の収入見込み額が大きく変動することがありますのでご注意ください。

5 父母等の認定

(1) 夫婦収入合算

父母等の夫婦の認定については、夫あるいは妻のいずれか一方の収入が収入限度額内であっても、夫婦相互扶助義務の観点から夫婦の収入合算額が以下の表に規定する収入基準額を超える場合は夫婦共に認定しません。

なお、65歳到達後、年金を受給せず、繰り下げ待機をしている場合は、受け取っているものとみなして収入に含めます。

父母等の被扶養者資格収入基準額

要件	父母の 収入合計額	父（母）	判 定	母（父）	判 定
父母とも60歳未満又は 障害年金受給なし	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
父又は母のいずれかが60歳 以上又は障害年金受給者	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
		180万円以上	×	130万円未満	○

	310万円以上		×		×
父母とも60歳以上 又は障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(2) 他の扶養義務者がいる場合

組合員に兄弟姉妹等、他の扶養義務者がいる場合は、その中で一番収入の多い者を優先扶養先順位としますが、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して認定します。

(3) その他勘案事項

収入基準額等の扶養要件を満たしていても、扶養事実及び組合員が扶養しなければならない事情を具体的に確認し、組合員が生計を維持している事実や社会通念等を総合的に勘案して、組合員が扶養していると共済組合が判断できない場合は認定しません。

6 別居の親族

(1) 別居の認定等

組合員と別居の親族は、通常別の世帯としてそれぞれ別々の生活を送っており、生計についても別であるとの考え方方が基本となります。

そのため、別居の認定においては、扶養手当支給対象の者も扶養手当支給対象外の者と同様の書類を提出し、送金証明等の提出により客観的に見て組合員が主たる生計維持者であることを確認のうえで、認定することとなります。その際には、別居してもなお組合員が認定対象者を扶養しなければならない理由を詳細に確認し、認定の判断をします。

なお、同居・別居の状況は住民票の内容で判断します。

①同居の被扶養者が別居した場合

同居で認定されていた被扶養者が組合員と別居した場合は、別居した日が資格取消日となります。ただし、別居した後も引き続き組合員により生計を維持されている場合は、別居での被扶養者として申告し、別居の認定を受ける必要があります。

別居した日から30日以内に届け出てください。

②同一世帯として取扱う場合

組合員が他都市に派遣等、職務上やむを得ない理由で一時的に被扶養者と別居となる場合は同一世帯に属する者として取扱いますが、別居の届出は必要です。(同居扱いのため送金証明の提出は不要です。)

なお、同居した際の届出も必要です。

③別居認定されない場合

青年海外協力隊（JICA）などで海外に行く場合は、その活動目的から被扶養者には認定しません。

④同一敷地内（二世帯住宅を含む）に世帯分離している場合

被扶養者の認定においても、同一世帯に属していない（別居）と判断します。

住民票上の「世帯」とは、「住民基本台帳事務処理要領」において「世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である」と示されています。

一方、地方公務員等共済組合法運用方針第2条関係第1項第2号5において、「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう」とされています。

(2) 送金額

別居親族への送金額は、認定申請時において次の条件をすべて満たす必要があります。

ただし、基準額を満たしていても、社会通念上組合員により生計を維持されていることが認められないと共済組合が判断した場合は認定しません。

送金額には組合員が支払っている家賃、水道光熱費を含めます。寮に入ることになった学生（高校生以下）、施設等に入所している被扶養者は、寮費、施設使用料等で生活費が賄われると考えます。この場合は送金額を満たしていないくとも、組合員が寮費、施設使用料等を支払っている事実を確認して判断します。

なお、学費・教材費等、同居別居関係なく発生する費用については送金額には含めません。

認定日以降に条件を満たさなくなった場合はその時点から資格取消となります。

なお、各条件における収入額及び送金額は年額により計算してください。

①送金額最低基準

送金額が、認定対象者世帯（同居者全員）の収入合計額及び組合員の送金額、他の親族等の送金額による収入の合計額（以下、「認定対象者世帯の全収入額」といいます。）の3分の1以上であること。

$$\text{組合員の送金額} \geq \left(\frac{\text{認定対象者世帯の収入合計額} + \text{組合員の送金額} + \text{他の親族等の送金額}}{3} \right) \times \frac{1}{3}$$

②送金額最低基準

認定対象者世帯の全収入額を認定対象者世帯の人数で除した額が130万円以上であること、かつ、認定対象者世帯に認定対象者の扶養義務者がいる場合は、認定対象者世帯の収入合計額（送金額を除きます。）が認定対象者世帯の個々の収入限度額を合計した額未満であること。

$$\frac{\left(\frac{\text{認定対象者世帯の収入合計額} + \text{組合員の送金額} + \text{他の親族等の送金額}}{\text{認定対象者の人数}} \right)}{130 \text{ 万円}} \geq 1$$

認定対象者世帯に認定対象者の扶養義務者がいる場合は次の条件も満たすこと。

認定対象者世帯の
収入合計額 < 認定対象者世帯の個々の
収入限度額を合計した額

(例：父、母、組合員、弟の世帯の場合)

認定対象者世帯が父、母、弟の3人であり収入限度額が父180万円、母180万円、弟130万円である場合、 $180\text{万円} + 180\text{万円} + 130\text{万円} = 490\text{万円}$ となります。

(3) 送金証明

別居の親族へ送金している事実の証明として振込依頼書（写）・振込先の通帳（写）・現金書留封筒（写）等を提出してください。（振込者、振込先の者、振込額、振込日の全てが確認できるもの）

少なくとも2か月に1回以上、定期的に送金してください。

手渡しによる送金は、送金事実を確認できないため認められません。

本名以外の名前で手続きすることができ、組合員と被扶養者の間で送金していることが客観的に証明できない送金証明（PayPayの送金画面等）は送金証明として認められません。

被扶養者資格確認調査（検認）で送金証明の提出が必要となりますので、振込依頼書等の控えなどは必ず保管してください。

送金証明を提出できない場合は、送金事実が確認できない時点まで遡って資格を取消す場合があります。また、扶養状況調査等により別居であることが判明した場合、あるいは別居の認定要件を満たすことを証明できないときは、別居した日まで遡及して資格を取消す場合があります。

7 配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者の取扱いについて

配偶者からの暴力を受けた者（以下、「被害者」といいます。）に係る被扶養者の取扱いについては、「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき、次のとおり取扱います。

- (1) 配偶者である組合員からの暴力を受けた被扶養者が、当該組合員の被扶養者から外れるに当たって、組合員自身から被扶養者を外す届出がなされなくても、被害者から婦人相談所が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書（以下、「証明書」といいます。）を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合は、被扶養者から外れることができるものとします。
- (2) 当該証明書において、当該被害者の同伴者の記載がある場合は、同様に取扱います。
- (3) 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書についても、証明書と同様の取扱いとします。

なお、このような事例については、全て上記のとおり取扱うということではなく、状況に応じて対応を検討しますので、早めにご相談ください。

8 被扶養者の認定申告

組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その組合員は、当該事実が生じた日から5日以内に、被扶養者申告書を組合に提出しなければならない（規程94条）と定められています。

被扶養者申告書には必要書類を添付し、「名古屋市職員共済組合への送付書」又は「資格関係非電算届出送付書」と併せて所属所経由で共済組合へ提出してください。

なお、組合員から被扶養者申告書の提出があった場合は、所属所から「データ登録期間に関するリーフレット」を配付してください。

※収入基準額等の扶養要件を満たしていたとしても、扶養事実及び組合員が扶養しなければならない事情を具体的に確認し、組合員が生計を維持している事実や社会通念等を総合的に勘案して、組合員が扶養していると共済組合が判断できない場合は認定しません。

（1）被扶養者の扶養認定日

被扶養者の扶養認定日は被扶養者の要件を備えた日から30日以内に届出がされた場合、被扶養者の要件を備えた日となります。

30日目が休序日の場合は翌開序日を30日目とします。

ただし、30日を経過して届出がなされた時は、所属所長が被扶養者申告書を受理した日が扶養認定日となります。（所属所長が受理した日から共済組合が受理した日が30日を経過して提出された場合は、共済組合が受理した日を扶養認定日とします。）

所属所長が受理した日とは、所属所長が、原則として被扶養者認定に必要な書類がすべて添付された被扶養者申告書を事実に相違ないものとして認めた日となります。

（2）被扶養者の要件を備えた日（事実発生日）

① 採用

採用された日

② 出生

出生日

③ 婚姻

入籍の日又は同居日のいずれか遅い日

④ 退職

退職日の翌日

⑤ 雇用保険の受給終了

雇用保険の支給終了日の翌日

⑥ 収入減少

収入が減少したことが確認できる日

⑦ 養子縁組

養子縁組した日

⑧ 同居により扶養事実が発生

同居した日

⑨ 廃業

廃業日の翌日

⑩ その他

扶養の事実が確認できる日

9 被扶養者認定の提出書類等

被扶養者認定申告は扶養手当の支給状況等に応じ、次の（1）～（3）のうち該当する事由の書類を提出してください。ただし、扶養状況等により下記書類の他に共済組合が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

なお、3号該当届は配偶者の被扶養者申告書の提出時に併せて提出してください。該当の条件等は「国民年金第3号被保険者の届出代行事務」を参照してください。

（1）扶養手当支給対象外の場合又は別居の場合（別居は扶養手当の有無関係なし）

①被扶養者申告書

②扶養申立書

認定対象者1人につき1部提出。

※扶養申立書には現在の生活状況や組合員が扶養しなければならない理由等を詳細に記載してください。記載された内容から具体的な扶養状況が確認できない場合は、より詳細な内容を確認することができます。

③続柄が記載された世帯全員の住民票（原本）

続柄及び扶養関係（同居又は別居等）を確認のため全員提出してください。

別居の場合は、別居世帯全員の住民票（原本）も合わせて提出してください。

④戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、改製原戸籍等（原本）

続柄及び他の扶養義務者を確認のため提出してください。

ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合は原則省略可とします。

（ア） 同居の配偶者又は子で住民票により続柄を確認できる場合

※子の生まれ順を住民票で確認できない場合は省略できません。

（イ） 既に扶養認定されている配偶者又は子が別居となる場合

認定対象者が父母、兄弟姉妹等である場合は必ず必要となります。

戸籍電算化により、全部事項証明書では電算化以前に除籍された者を把握できない場合があるため、取得の際に窓口で確認してください。

⑤市民税・県民税証明書（原本）

収入及び所得の有無等を確認するため提出してください。

ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合は原則省略可とします。

（ア） 18歳未満の場合

（イ） 学生である子の場合。ただし、就労後に再び学生に戻った場合、あるいは夜間学生や通信教育など就労が可能な場合を除きます。

⑥個人番号申告票（被扶養者）

被扶養者申告書に添付できない場合は、後日、個人番号申告票送付書に添付し提出してください（※法令上、被扶養者申告書には個人番号の記載が義務付けられています。扶養認定の申告をする場合は、これまでの共済加入歴（扶養認定歴）の有無にかかわらず、必ず提出してください。）。

⑦収入状況等を証明する書類（該当するものを提出）

ア 給与収入（パート・アルバイト等）がある場合

雇用契約書（写）又は雇用条件通知書（写）と直近の給与明細書3カ月分（写）等

収入減少の事由だけでなく、婚姻や同居などの事由の場合でも収入があるときは提出してください。学生の場合もアルバイト等の収入がある場合は提出してください。給与月額にばらつきがあり、給与明細書のみでは収入基準額未満であると判断できないときは、勤務先から給与見込額証明書等を取得し、提出してください。

収入が一定でない雇用形態の場合は、共済組合が提出を求めた際に給与明細書など各月分の支払い明細書を提出できるよう必ず保管してください。

イ 年金を受給している場合（遺族年金、障害年金含む）

次の（ア）又は（イ）のうち新しいもの

（ア）年金振込通知書（写）

（イ）年金改定通知書（写）

厚生年金・国民年金などの課税対象となる公的年金だけでなく、遺族年金・障害年金等の非課税年金や、個人で積立したもの年金形式で受け取る個人年金など各種年金を受給している場合は提出してください。

年金を申請中の場合は、年金見込額照会回答票（写）など見込額が確認できるものを提出してください。

配偶者と死別している認定対象者については、遺族年金の有無を必ず確認してください。

なお、65歳到達後、年金を受給せず、繰り下げ待機をしている場合でも、受け取っているものとみなして収入に含めますので、試算額等がわかる書類を添付してください。

障害年金受給者は、「年金受給者支援給付金」を受給できる場合がありますので、受給の有無を必ず確認し、受給無の場合は理由を確認してください。また、「特別障害者手当」や自治体による給付金などがないか確認してください。

※ 認定後、他の年金を受給していたことや他の収入があることが判明して遡って取消するケース等見受けられますので、全ての収入を確認してください。

ウ 事業収入、不動産収入がある場合（農業含む）

確定申告書（写）及び収支内訳書（写）等

自営業、農業、不動産などの個人事業を営んでいる場合は提出してください。

市民税・県民税証明書に事業所得、不動産所得又はその他所得等の記載があり、収入の詳細を確認できない場合も提出してください。

電子申告した場合は受信したことがわかる受信確認の資料を添付してください。

- エ 株式等の譲渡収入がある場合
確定申告書（写）又は年間取引報告書（写）等
 譲渡価額及び取得価額がわかる資料を添付してください。
- オ 雇用保険の受給を終了した場合
雇用保険受給資格者証の全面（写）
- カ 出産手当金又は傷病手当金の受給を終了した場合
保険給付支給決定通知書（写）
 手当金の受給額が収入限度額未満の場合で、受給中に申告するときは、収入限度額（日額3,612円）を超えないことが記載された証明書を保険者等から取得したものをお提出してください。
- キ 事業を廃止した場合
廃業届（写）
- ク 学生の場合
在学証明書（原本）
 高校生、大学生、専門学校生は提出してください。

⑧雇用保険に関する書類等（直近1年間に会社等に勤務していた場合は提出してください）

- ア 受給を予定している場合
離職票1・2（写）
退職理由により給付制限期間がない場合は、雇用保険受給終了まで認定しません。
 (受給延長申請をしている場合を除きます。)
- イ 受給資格はあるが受給する意思がない場合
 - (ア) 離職票の交付を希望したとき
 - a **離職票1・2（写）**
 - b **雇用保険失業給付を受給しない旨の誓約（同意）書**
 離職票1・2の写しは、ハローワークにおいてゴム印等により受給放棄したことがわかる記載（雇用保険法第4条又は第13条不該当）を受けてください。
 (※ハローワークによって当該取り扱いをしていない所がある旨報告があります。その場合は別途ご相談ください。)
 - 後日、雇用保険の受給状況調査等で離職票原本の提出を求めますので、**離職票は必ず保管してください。**
- (イ) 離職票の交付を希望しなかったとき
 - a **雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）**
 - b **雇用保険失業給付を受給しない旨の誓約（同意）書**
- ウ 受給期間を延長する予定の場合
離職票1・2（写）
 後日、受給期間延長通知書（写）を提出してください。
- エ 受給期間延長中の場合
 - (ア) **離職票1・2（写）**
 - (イ) **受給期間延長通知書（写）**

オ 加入期間不足のため受給資格がない場合

離職票1・2（写）又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）

カ 受給中の場合

雇用保険受給資格者証の全面（写）

日額が3,612円未満（4,167円又は5,000円未満）の場合は収入限度額以内となります。

キ 未加入の場合

（ア）雇用契約書（写）、労働条件通知書（写）、勤務時の給与明細書（写）等で雇用保険に未加入であることが確認できるもの

退職証明書に雇用保険に未加入であったことが明示されている場合は不要です。

（イ）退職証明書（写）又は健康保険資格喪失証明書（原本）

退職日（事実発生日）を証明するものとして必要です。

ク 公務員の場合（団体職員等で雇用保険の適用がある場合を除きます。）

辞令（写）又は共済組合資格喪失証明書（原本）

※失業者退職手当金（雇用保険と同等のもの）を受給予定の場合はその証明書

雇用保険に関する提出書類一覧

雇用保険の状況	提出書類	
受給予定	離職票1・2	
受給資格はあるが受給しない	離職票交付希望あり	①離職票1・2（受給放棄の印等ありのもの） ②雇用保険を受給しない旨の誓約（同意）書
	離職票交付希望なし	①雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ②雇用保険を受給しない旨の誓約（同意）書
受給期間延長予定	離職票1・2 後日、受給期間延長通知書	
受給期間延長中	①離職票1・2 ②受給期間延長通知書	
加入期間不足	離職票1・2 又は 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	
受給中	雇用保険受給資格者証の全面	
未加入	①雇用契約書・労働条件通知書・勤務時の給与明細書等 ②退職証明書又は健康保険資格喪失証明書 公務員は辞令又は共済組合資格喪失証明書	
受給終了	雇用保険受給資格者証の全面	

⑨要件を備えた日（事実発生日）が確認できる書類（写）

⑩直前に加入していた健康保険の資格喪失証明書（写）

ただし、次の（ア）から（ウ）までに該当する場合は原則省略可とします。

（ア）直前に加入していた健康保険が国民健康保険の場合

（イ）組合員の資格取得を事由とした扶養認定で、直前に加入していた健康保険で組

合員の被扶養者であった場合

- (ウ) 夫婦共同扶養による子の扶養認定で、子が資格喪失前の場合
(子が加入する健康保険の保険者が共済組合の扶養認定日に合わせて資格喪失手続きをする場合)

⑪夫婦共同扶養の場合

夫婦双方の市民税・県民税証明書（原本）

扶養手当の支給対象である場合を除き原則収入の多い者の被扶養者とします。

夫婦の収入比較のため所得控除額の内訳等が記載された、収入がわかるものを取得し、提出してください。

前年と今後の収入見込み額が大きく異なる場合は、直近の給与明細書又は雇用契約書等の写しなどで今後の収入見込み額が確認できるものを提出してください。

夫婦双方が名古屋市職員共済組合の組合員の場合は、夫婦双方の源泉徴収票の写しの提出で代替可能です。

⑫父母、祖父母を扶養する場合

(⇒ 5 父母等の認定 を参照してください。)

認定対象者の配偶者の

- (ア) 市民税・県民税証明書（原本）
(イ) 直近の年金振込通知書（写）等、現在の収入状況を証明する書類
(ウ) 資格確認書又は資格情報通知書（写）
(エ) 組合員の源泉徴収票（写）

⑬兄弟姉妹、孫、甥、姪等を扶養する場合

(ア) 他の扶養義務者の市民税・県民税証明書（原本）

所得控除額の内訳等が記載された、収入がわかるものを取得し、提出してください。

(イ) 組合員の源泉徴収票（写）

⑭別居の場合

- (ア) 振込依頼書（写）・振込先の通帳（写）・現金書留封筒（写）等の送金証明
送金証明として、組合員が認定対象者に送金していることが客観的に確認できるものを提出してください。(⇒ 6 別居の親族 を参照してください。)
(イ) 組合員の源泉徴収票（写）
(ウ) 同居者がいる場合は同居者の市民税・県民税証明書（原本）

(2) 扶養手当支給対象で同居の場合

①被扶養者申告書

②扶養申立書

認定対象者 1 人につき 1 部提出。ただし、18 歳未満の子は、原則省略可とします。

※扶養申立書には現在の生活状況や組合員が扶養しなければならない理由等を詳細に

記載してください。記載された内容から具体的な扶養状況が確認できない場合は、より詳細な内容を確認します。

- ③要件を備えた日（事実発生日）が確認できる書類（写）
- ④続柄が記載された世帯全員の住民票（写）
- ⑤雇用保険に関する書類等（直近一年間に勤務していた場合は提出）
(⇒ 9 (1) ⑧雇用保険に関する書類等 を参照してください。)
- ⑥個人番号申告票（被扶養者）

被扶養者申告書に添付できない場合は、後日個人番号申告票送付書に添付して提出してください。（※法令上、被扶養者申告書には個人番号の記載が義務付けられています。扶養認定の申告をする場合は、これまでの共済加入歴（扶養認定歴）の有無にかかわらず、必ず提出してください。）

⑦収入状況等を証明する書類

収入がある場合、9 (1) ⑦収入状況等を証明する書類（該当するものを提出）を参照してください。

（3）同居で認定されていた被扶養者が別居した場合（別居の認定）

- ①学生の子が進学により別居した場合（学校法人等文部科学省認可校）（海外留学も同様）
 - (ア) 被扶養者申告書
 - (イ) 扶養申立書
(別居してもなお扶養しなければならない理由等を詳細に記載してください。)
 - (ウ) 別居した子の世帯全員の住民票（原本）
 - (エ) 送金証明
(⇒ 9 (1) ⑭別居の場合 を参照してください。)

②その他の場合

9 (1) 扶養手当支給対象外の場合と同様の書類を提出してください。

（4）その他の注意事項

配偶者が「事実上婚姻関係と同様の事情にある」場合は、原則として住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載が必要となります。

<扶養認定申告における提出書類等一覧>

扶養手当支給対象外の場合又は別居の場合（別居の場合は扶養手当支給の有無関係なし）

共通書類（原本を提出）		
①被扶養者申告書		
②扶養申立書		
③世帯全員の住民票 (続柄記載)		別居の場合は別居世帯全員の住民票も提出
④戸籍謄本、全部事項証明等		次のいずれかに該当する場合は省略可 (1) 同居の配偶者又は子で住民票により確認できる場合 (2) 既に扶養認定されている配偶者又は子が同居から別居になる場合
⑤市民税・県民税証明書		学生である子（ただし、就労後に再び学生に戻った場合を除く。）又は18歳未満の場合は、原則省略可
⑥個人番号申告票（被扶養者）		被扶養者申告書に添付できない場合は、後日個人番号申告票送付書に添付して提出
事由	事実発生日	事由別提出書類
採用	採用された日	退職等他の事由を伴う場合はその事由に該当する書類
出生	出生日	⑤市民税・県民税証明書は提出不要
婚姻	入籍の日又は同居日の いずれか遅い日	④戸籍謄本は受理証明書でも可 退職等他の事由を伴う場合はその事由に該当する書類
退職	退職日の翌日	雇用保険に関する書類（離職票1・2（写）など）
雇用保険 受給終了	支給終了日の翌日	雇用保険受給資格者証の全面（写）
養子縁組	養子縁組の日	退職等他の事由を伴う場合はその事由に該当する書類
収入減少	収入が減少したこ とが確認できる日	雇用契約書（写）、雇用条件通知書（写）、直近の給与明細書3カ月分（写）等 ※その他状況により異なる
同居	同居の日	退職等他の事由を伴う場合はその事由に該当する書類
廃業	廃業した日の翌日	廃業届（写）
上記に加えて、以下の該当する書類を提出		
年金受給者		年金受給に係る直近の通知書（写）
学生		在学証明書（原本）
夫婦共同扶養の場合		夫婦双方の市民税・県民税証明書（原本）
父母、祖父母を扶養す る場合	認定対象者の配偶者	①市民税・県民税証明書（原本） ②現在の収入状況を証明する書類 ③資格確認書又は資格情報通知書（写） ④組合員の源泉徴収票（写）
兄弟姉妹、孫等を扶養す る場合		①他の扶養義務者の市民税・県民税証明書（原本） ②組合員の源泉徴収票（写）
別居の場合		①振込依頼書（写）、振込先の通帳（写）、現金書留封筒（写） 等 ②組合員の源泉徴収票（写） ③同居者がいる場合は同居者の市民税・県民税証明書（原本）

※認定に必要な書類は状況により異なるため、必要に応じて上記の他に各種証明書等の提出を求めることがあります。

扶養手当支給対象で同居の場合

提出書類	
①被扶養者申告書	
②扶養申立書	18歳未満の子は、原則省略可
③被扶養者の要件を備えた日が確認できるもの（写）	
④続柄が記載された世帯全員の住民票（写）	
⑤雇用保険に関する書類等	直近一年間に会社等に勤務していた場合は提出
⑥個人番号申告票（被扶養者）	被扶養者申告書に添付できない場合は、後日個人番号申告票送付書に添付して提出
⑦収入状況等を証明する書類	収入がある場合のみ

※上記の他に共済組合が必要と認める書類の提出を求めることができます。

10 被扶養者の取消申告

被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、当該事実が生じた日から5日以内に、被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。（規程94条）

被扶養者の取消申告するときは、被扶養者申告書並びに資格確認書又は組合員被扶養者証（交付を受けている場合に限る）に必要書類を添付し「名古屋市職員共済組合への送付書」又は「資格関係非電算届出送付書」と併せて所属所経由で共済組合へ提出してください。

なお、3号該当届は配偶者の被扶養者申告書の提出時に提出する。該当の条件等は「国民年金第3号被保険者の届出代行事務」を参照してください。

（1）被扶養者の資格取消日

被扶養者の資格は要件を欠くに至った日が資格取消日となります。取消申告の届出が遅延した場合は遡及して資格取消されます。なお、要件を欠くに至った日が、組合の被扶養者申告書を受理した日よりも2年以上遡った場合は、2年を限度として遡ることとします。ただし、事実の隠蔽や虚偽の申告など組合員に重大な責がある場合は、この限りではありません。

資格取消日以降に給付を受けていた場合は、組合員（組合員であった者を含みます。）に当該給付費の返還を求めます。

なお、給付費の返還は被扶養者の要件を欠いた日以降の給付のうち、届出を受理した日前2年間について請求します。

（2）被扶養者の要件を欠くに至った日（事実発生日）

①就職

採用日又は他の健康保険等の資格取得日

②雇用保険の受給開始

雇用保険の受給を開始した日

③離婚

戸籍上における離婚が確定した日。（調停離婚の場合は調停成立日）

事実上生計維持関係がない状態で離婚前に別居している場合は、別居した日。

④給与収入の増加（パート、アルバイト等）

ア 雇用契約書等により月収が決まっている場合又は収入基準額を超えることが見込まれる場合

勤務開始日又は雇用契約の変更日

イ 上記アによる月収の算定が困難な場合

3カ月の平均収入額（支給月ではなく実績月で確認します）が収入基準額を超えた月の翌月1日（4カ月目の1日）。

※ある一時点から連續して毎月の収入が収入基準額を超えていた場合は、イの取り扱いとするのではなく、収入基準額を超えた時点から取消とすることがあります。雇用契約書や過去の給与明細等の提出を組合員に求めてください。

⑤事業収入又は不動産収入、株式等の譲渡収入の増加

明確な事実発生日があれば、その日。

明確な事実発生日がなければ、収入基準額を超えていた年の1月1日。ただし、年の途中で向こう1年間の収入が基準額を超えることが見込まれるようになった場合で、30日以内に本人が申出をした場合は、その申出日の翌月1日とする。

なお、相続や贈与などによる不動産の取得で、向こう1年間の収入が明らかに収入基準額を超えると見込まれるときは、遺産分割協議書作成日又は遺産分割調停・審判の成立日のうち早い日付のものとなります。

⑥別居

別居した日

⑦結婚

入籍の日。入籍より先に別居している場合は別居の日。

⑧年金受給開始又は年金収入の増加

新たに年金受給権が発生、又は年金額の改定により収入基準額を超えるときは、当該年金に係る裁定通知書又は改定通知書の通知日。

⑨養子縁組

養子縁組した日

⑩死亡

死亡日の翌日

⑪後期高齢者医療制度の被保険者に該当

75歳の誕生日

65歳以上 75歳未満で障害の認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は被保険者となった日

11 被扶養者認定取消の提出書類等

被扶養者認定取消申告に必要な提出書類は以下のとおりです。ただし、扶養状況等により下記書類の他に共済組合が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(1) 共通書類

①被扶養者申告書

職員情報システムを利用している所属は職員情報システムから入力してください。

②資格確認書、組合員被扶養者証（交付されている場合のみ）

紛失した場合は滅失届を提出してください。

限度額適用認定証等、他の証の交付を受けている場合は当該証も返納してください。

(2) 添付書類

次の①～⑩のうち該当する事由の書類を添付してください。

①就職

勤務先の辞令、雇用契約書、勤務先の健康保険から交付された資格情報通知書（写）又は資格確認書（写）等

②雇用保険の受給開始

雇用保険受給資格者証の全面

※最初の基本手当の認定期間の記載があるもの

③離婚

戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書等

事実上生計維持関係がない状態で離婚前に別居している場合は住民票

④給与収入の増加（パート、アルバイト等）

（ア）月額に換算した収入基準額以上になることが雇用契約書等により把握できる場合又は収入基準額を超えることが見込まれる場合

雇用契約書、雇用条件変更通知書等

（イ）パート、アルバイト等で収入月額が一定でない場合

月々の給与明細書、給与支払証明書等

※月々の給与明細書を提出する場合は、算定期間に収入基準額を超えていなかつたことを確認するため、算定期より数か月前の給与明細書から提出してください。

⑤事業収入又は不動産収入、株式等の譲渡収入の増加

確定申告書及び収支内訳書、年間取引報告書

相続や贈与により不動産を取得した場合は、遺産分割協議書等収入が増加したことがわかるもの

⑥別居

住民票（組合員及び被扶養者の転居した日が確認できる双方の住民票）

⑦結婚

戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、受理証明書等

入籍より先に別居している場合は住民票

⑧年金受給開始又は年金収入の増加

年金支払決定通知書又は年金改定通知書

⑨養子縁組

戸籍謄本等

⑩死亡

戸籍謄本、死亡診断書、火葬許可証、埋葬許可証のいずれか

＜扶養取消申告における提出書類等一覧＞

共通書類		
①被扶養者申告書		
②資格確認書（マイナ保険証の場合は不要、紛失した場合は滅失届が必要）		
事由	事実発生日	事由別提出書類（ <u>写しを提出</u> ）
就職	採用日又は健康保険等 資格取得日	資格情報通知書（写）又は辞令等
雇用保険の受給開始	受給開始日	雇用保険受給資格者証の全面
離婚	離婚日又は別居した日	戸籍謄本等 先に別居している場合は住民票
給与収入の増加	雇用契約日又は雇用契約の変更日	雇用契約書、雇用条件変更通知書、給与支払証明書、月々の給与明細書等
事業収入 又は不動産収入、 株式等の譲渡収入 の増加	収入基準額を超えた年 の1月1日（明確な事 実発生日があれば、そ の日） 遺産分割協議書作成日 又は遺産分割調停・審 判の成立日	個人事業の開業届出書等 確定申告書及び収支内訳書（税務署の受 付印あるもの）、年間取引報告書 相続や贈与により不動産を取得した場 合は遺産分割協議書等
別居	別居した日	住民票（組合員及び被扶養者、双方の住 民票）
結婚	入籍の日又は別居した 日	戸籍謄本又は受理証明書等 先に別居している場合は住民票
年金受給開始 又は年金額増加	裁定通知書又は 改定通知書の通知日	年金支払決定通知書 又は年金改定通知書等
養子縁組	養子縁組した日	戸籍謄本等
死亡	死亡日の翌日	戸籍謄本、死亡診断書、火葬許可証、埋 葬許可証のいずれか

後期高齢者医療制度 の被保険者に該当	75歳の誕生日	
-----------------------	---------	--

※取消に必要な書類は状況により異なるため、必要に応じて上記の他に各種証明書等の提出を求めることがあります。

※事実発生日が不明な場合は、申告書を提出する前に共済組合に確認してください。

※資格喪失については、提出していただいた書類から確認できる事実発生日まで遡って資格を取消すこととなります。そのため、申告が遅れると本組合で負担した保健給付費の返還を請求するなど、組合員に負担が生じる場合がありますので、遅滞なく申告書を提出してください。

※被扶養者に関しては、組合員が扶養の実態に基づいて法の規定によりその届出の責務を負います。そのため、被扶養者としての資格要件を欠いたにも関わらず届出が遅延した場合、又は、別居者の被扶養者証を回収しなかった場合で、既に組合から医療機関へ支払われた診療費等があるときは、その全額を、被扶養者の資格喪失日まで遡って組合員に返還していただきます。なお、医療費の返還について、分割は原則認めておりません。

12 被扶養者申告書記入上の注意

(1) 認定(取消)を受けようとする者の氏名

認定・取消の該当しないほうを二重線で消してください。

すでに扶養認定されている者が、別居の認定や続柄変更などで申告するときは、「取消」を二重線で消し、「認定」の左側に変更と記入してください。

変更	認定(取消)を受けようとする者の氏名	性別 続柄
	(フリガナ) キョウサイ ハナコ	男・女
	共済 花子	妻

(2) 現住所

組合員の申請時点(申請日)における被扶養者の住所を入力(記入)してください。

(3) 扶養手当受給の有無

扶養手当について支給・停止となった年月を記入してください。

※届出が15日経過後の場合は実際に支給・停止となる年月を記入してください。

※今回の届出以前に停止となっている場合も、停止となった年月を記入してください。

例: R7.5.10 出生→R7.6

R7.5.20 就職→R7.6

R7.3.31 年齢到達による支給終了→R7.3

(4) 被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日及びその理由

その理由を「その他」で入力する場合は、右側に内容を補記してください。

例: 夫婦共同扶養による扶養の付け替えが理由となる場合「扶養付け替え」

後期高齢者医療制度に該当した場合「後期高齢者該当」

(5) 所属所長の受理日

被扶養者申告書を受理した際、所属所長の受理日を忘れずに記入してください。

受理日が事実発生日から30日超の場合は受理日が被扶養者認定日となります。

(6) 特記事項がある場合

所属所長欄内の余白に記入してください。

13 扶養申立書記入上の注意等

(1) 扶養を必要とする理由

被扶養者となるためには、一定の範囲内にあること、収入限度額を上回らないなどの要件の他に、「主として組合員の収入により生計を維持されていること」が必要となるため、今までの生活状況や現在の生活状況を記入するとともに、組合員が扶養しなければならない理由を詳しく記入してください。

(扶養申立書の内容やその他の添付書類から具体的な扶養状況が読み取れない場合は返戻しますので、所属で内容をよく確認してください。)

(2) 組合員の兄弟姉妹等について

父母や兄弟姉妹等を申告する場合で、組合員及び認定対象者の配偶者以外に扶養義務者がいるときは記入してください。

続柄及び居住状況は認定対象者からみた続柄及び居住状況を記入してください。

扶養義務者の例

被扶養者として 申告する認定対象者	扶養義務者
父母	組合員の兄弟姉妹及び配偶者
兄弟姉妹	組合員の父母及び組合員の兄弟姉妹
配偶者の父母	配偶者の兄弟姉妹

(3) 今後の収入状況について

- 雇用保険失業等給付はいずれかの□にチェックを記入してください
- 給与収入は交通費を含めた金額を記入してください
- 年金収入は直近の改定通知書等の金額を記入してください
- その他には退職金などの一時的な収入は記入不要です

(参考) 資格喪失日は退職日の翌日

健康保険は退職日まで利用できるため、その翌日の利用できなくなる最初の日が資格喪失日となります。次の医療保険に加入する場合は、この日が資格取得日となります。

その他、資格満了日や有効期限という場合の日付は利用できる最後の日となり、その翌日が資格喪失日となります。資格満了日や有効期限といった記載は、任意継続組合員や限度額適用認定証など資格期限が未来日付けで定まっているような場合に通常使用されます。

14 被扶養者資格の変更届出

被扶養者の氏名、続柄、住所等に変更があった場合は、被扶養者申告書により変更を届けてください。

(1) 氏名・続柄変更

《提出書類》

- ア 被扶養者申告書
- イ 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（写）
- ウ 資格確認書・組合員被扶養者証等

(2) 住所変更（別居の場合）

住所変更により組合員と被扶養者の居住関係が変更（同居→別居・別居→同居・別居→別居）となる場合は、被扶養者申告書による届出が必要となります。

資格確認書等には住所記載はないため、資格確認書等は添付不要ですが、住所が出力されている限度額適用認定証及び特定疾病療養受領証については、証を添付してください。

なお、組合員と同居の状態で住所変更した場合（同居→同居）には、組合員と併せて住所変更を行います。裏に記入した住所の変更、修正を事由とする資格確認書の再交付はできません。

《提出書類》

変更前	変更後	提出書類等
別居	同居	・被扶養者申告書 ・扶養申立書
別居	別居	・世帯全員の住民票（写）
同居	別居	別居認定が必要

15 被扶養者資格確認調査（検認）

組合は、組合の定めるところにより、組合員証及び被扶養者証の検認又は更新をするもの（規程97条1項、規程100条3項）としており、検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない組合員証・被扶養者証は無効となります。（規程97条4項、規程100条3項）

当組合では適時検認事務を行うことで、被扶養者の扶養状況等の確認を行っています。

被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、その要件を欠くに至った日に遡り被扶養者の資格を取消します。

また、一定の期間内に当該組合員から申告がなされない場合は、当該被扶養者の資格を取消す場合があります。

毎年度6月頃に、所属所を通じ検認事務を実施しますのでご協力お願いいたします。

16 雇用保険受給状況調査

組合員の被扶養者として認定された者のうち、退職等の事由で認定され、雇用保険失業給付の受給資格がある者について、受給開始時期（約3月後）を目途に受給状況を確認するための調査を実施します。

定期的に対象者がいる所属所に対し調査依頼しますのでご協力お願ひいたします。

(参考) ウェブサイト>共済組合のあらまし>被扶養者 に掲載

名古屋市職員共済組合被扶養者認定基準

名古屋市職員共済組合被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第3条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号）第1章第2条関係第1項第2号に定められる被扶養者の認定等を適正に行うための取り扱いについて定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者とは、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者をいう。

- (1) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

(被扶養者として認定されない者)

第3条 次の各号に掲げる者は、被扶養者としない。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者及びその被扶養者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者
- (3) その者について組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- (4) 組合員以外に他の扶養義務者がいる場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (5) 主として組合員の収入により生計を維持する事実が確認できない者
- (6) 次条に定める被扶養者の認定に係る収入の基準額を超える者
- (7) 日本国内に住所を有しない者、ただし省令で定める者を除く

(被扶養者の認定に係る収入の基準額)

第4条 地方公務員等共済組合法運用方針第1章第2条関係第1項第2号（以下「運用方針1-2-1-2」という。）の額を被扶養者の収入限度額とし、別表1のように取り扱う。

- 2 別表1の所得は控除前の収入をいう。ただし、事業所得及び株式等の譲渡所得については、組合が認めた直接的経費を控除した額を収入とする。
- 3 認定の際に基準となる収入は、被扶養者としようとするときから将来に向けての恒常的な収入により算定する。なお、この収入には交通費や公的年金繰下げ待機期間中の者（未

請求者を含む)で、65歳時点で本来受給するはずであった年金額を含めるものとする。

4 給与収入に係る収入基準額は、年額及び月額で算定する。

5 雇用保険法における基本手当、健康保険法における傷病手当金及び出産手当金などの休業補償の収入基準額は日額で算定する。

(被扶養者の申告)

第5条 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者が要件を欠くに至った場合には、その組合員は遅滞なく、被扶養者申告書に必要書類を添付し、原則として所属所長を経て組合に提出しなければならない。

(子の共同扶養)

第6条 夫婦ともに収入があり、共同して子を扶養する場合の被扶養者の認定は次のとおりとする。ただし、認定対象者が扶養手当の支給対象である場合は、原則として扶養手当を受給している者の被扶養者とする。

(1) 原則として年間収入の多い方の被扶養者とする。

(2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(父母等の認定)

第7条 父母等の夫婦の認定については、夫婦相互扶助義務の観点から夫婦の収入を合算した額が別表2に規定される収入の基準額を超える場合は夫婦共に認定しないものとする。

(同一世帯)

第8条 第2条第2号の「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している者をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

2 同居・別居は、住民票の内容で組合が判断する。

(別居の認定)

第9条 被扶養者が組合員と別居した場合は、別居した日を喪失日とする。ただし、別居した後も引き続き組合員により生計を維持されているときは、別居の被扶養者として申告し、別居の認定を受けなければならない。

2 別居の被扶養者として認定を受けるためには、定期的な送金(家賃・光熱費の支払を含む。以下この条において同じ。)による生計維持関係の事実の証明を行わなければならない。

3 前項で定める送金は、次の各号により行うこととする。

(1) 送金は、2か月に1回以上は行うこと。

(2) 送金額が、認定対象者世帯(同居者全員)の収入合計額及び組合員の送金額、他の親族等の送金額による収入の合計額(以下、「認定対象者世帯の全収入額」という。)の3分の1以上であること。

(3) 認定対象者世帯の全収入額を、認定対象者世帯の人数で除した額が130万円以上であること。なお、認定対象者世帯に認定対象者の扶養義務者がいる場合は、認定対象者世帯の収入合計額が、認定対象者世帯の個々の収入限度額を合計した額未満であること。

(4) 送金の事実が、第三者の記録等により証明できること。

4 別居している親族の新規認定についても同様の扱いとする。

(認定の効力発生日)

第10条 被扶養者の認定の効力は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合にはその事実が生じた日から生じる。ただし、被扶養者の申告が組合員となった日又は新たに被扶養者の要件を備えた日から30日を超えて提出された場合の効力発生日は、原則として当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日とする。

(認定取消しの効力発生日)

第11条 被扶養者の認定取消しの効力は、被扶養者がその要件を欠くに至った事実の生じた日から生じる。ただし、被扶養者の死亡にあたっては死亡した日の翌日、新たに受給権が発生し、又は年金額の改定により収入限度額を超えるときは、当該年金に係る裁定通知書若しくは改定通知書の通知日とする。

2 要件を欠くに至った事実の生じた日が、組合の被扶養者申告書を受理した日よりも2年以上遡った場合は、2年を限度として遡ることとする。ただし、事実の隠蔽や虚偽の申告など組合員に重大な責がある場合は、この限りでない。

(扶養状況調査)

第12条 組合は、被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して備えていることを確認するため地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項に基づく調査を行う。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定を取消す。当該組合員はその事実に基づき申告し、資格確認書等（交付を受けているものに限る）を返納しなければならない。

2 一定の期間内に申告がされない場合、組合は当該被扶養者の資格を取消すことができるものとする。正当な理由なく扶養状況調査に応じない場合も、被扶養者資格の認定継続審査を放棄したものとみなし、組合は当該被扶養者の資格を取消すことができるものとする。

(給付費の返還)

第13条 組合は、被扶養者の認定を取消した日以後に給付を行っているときは、その組合員に対して次のとおり当該給付費の返還を求める。

- (1) 納付費の返還を求める場合において、取消の届出を受理した日以前の2年間について返還を求める。
- (2) 納付費の返還を求めるときは、当該組合員に通知するとともに、返納通知書を交付する。
- (3) 納付費の返還は、原則として一括納入とする。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和7年12月2日から施行する。

別表1

認定対象者の区分		原則	19歳以上 23歳未満※1	障害年金を受給※2 又は60歳以上
収入限度額	年額	1,300,000円	1,500,000円	1,800,000円
	月額	108,334円	125,000円	150,000円
	日額	3,612円	4,167円	5,000円

※1 その年の12月31日時点の年齢で判断する。なお、年齢到達日は誕生日の前日とする。

※2 国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合をいう。

別表2

要件	父母の 収入合計額	父（母）	判定	母（父）	判定
父母とも60歳未満又は 障害年金受給なし	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
父又は母のいずれかが60歳 以上又は障害年金受給者	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
		180万円以上	×	130万円未満	○
	310万円以上		×		×
父母とも60歳以上 又は障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

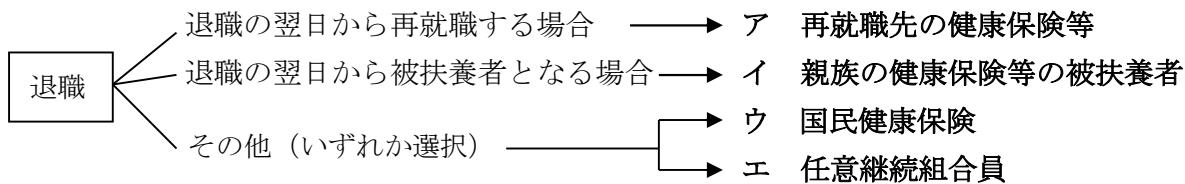
(注)祖父母については表中「父母」を「祖父母」、「父」を「祖父」、「母」を「祖母」と読み替えて判定する。

2-3 任意継続組合員

1 概要

国民皆保険制度のもと、国民は何らかの医療保険に加入することが法律上義務付けられていますので、組合員及びその被扶養者は、退職日の翌日から医療保険に加入するための手続き等が必要となります。

そのため、退職後は、次のいずれかの医療保険に加入することとなりますが、このうちの一つが任意継続組合員です。



上記のア又はイに該当しない場合は、ウ又はエのいずれかを保険料額や給付内容などの条件等から、本人が選択し加入することとなります。

なお、任意継続組合員とは、退職により共済組合の組合員資格を喪失後、一定の要件のもと2年間を限度として引き続き共済組合の組合員となることができるものです。

任意継続組合員は、基本的には共済組合が直接受付等を行うこととなりますが、所属所においても退職前の任意継続加入意向調査やその意向調査時の制度説明等を行うこととなりますので、制度内容を把握しておく必要があります。

2 加入要件

(1) 加入要件

次の3つの要件を満たしている必要があります。(法144条の2・1項)

- ① 組合員の期間が、退職の日の前日までに継続して1年以上あること
→組合員期間が1年と1日以上必要ということになるため、4月1日採用された者のその年度末(3月31日)付け退職の場合は、加入できません。
- ② 他の健康保険、後期高齢者医療等の被保険者等でないこと
- ③ 退職日から20日以内に組合へ加入の申出をすること
→年度末退職の場合、法定申出期間は3月31日から4月19日(休日の場合は、その前日)までとなります。

(2) 加入期間

退職日の翌日から2年間

3 給付

任意継続組合員及びその被扶養者は、退職前の組合員と同様、附加給付も含め給付を受けることができます。ただし、休業給付については、支給対象外となります。

4 資格

(1) 組合員等番号について

任意継続組合員の組合員番号は、退職前の番号（職員番号）から変更となり、新たに5ケタの番号が設定されます。なお、記号は任N G Yとなります。

(2) マイナ保険証等について

マイナ保険証を保有している場合は、マイナ保険証を利用いただきます。マイナ保険証を保有していない等の場合は、資格確認書を交付します。資格確認書の交付を要する場合は、任意継続組合員資格取得申出書の資格確認書発行要否欄にレ点を記入してください。共済組合でマイナ保険証の保有状況等を確認のうえ、資格確認書を交付します。なお、任意継続組合員の被扶養者についても同様です。

5 資格取得の申出

(1) 加入方法

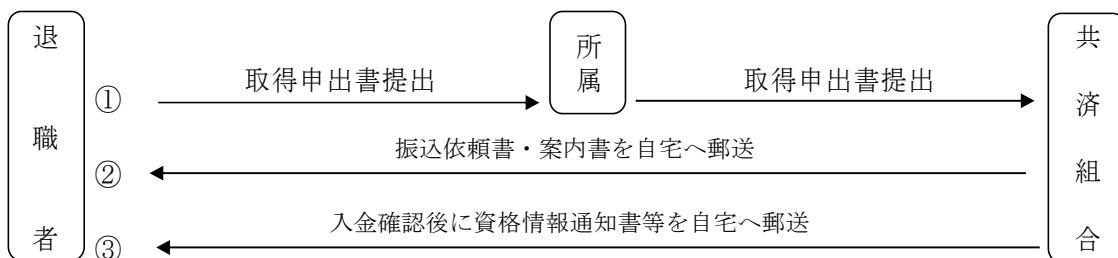
退職した日から20日以内（退職した日を含む）に、所属所を通して**任意継続組合員資格取得申出書**を共済組合に提出し、掛金を納付することで、退職日の翌日から任意継続組合員となります。

加入手続きの方法として、次の二通りの方法があります。被扶養者含む全員がマイナ保険証をお持ちの場合は、原則下記①の方法で手続きをお願いします。

① 郵送による手続き

任意継続組合員資格取得申出書を所属所を通して共済組合に提出してください。振込依頼書を自宅に郵送しますので納期限（退職日から20日以内）までに掛金を入金してください。

共済組合で**掛金の入金を確認後**、自宅へ資格情報通知書を郵送します。なお、資格確認書の発行対象者の場合は、資格確認書を同封します（この場合は簡易書留にて郵送します）。本人が掛金を入金後、共済組合で入金確認ができるまでに数日かかることから、資格確認書が手元に届くまで10日前後の日数を要します。



②窓口での手続き（原則資格確認書の発行対象者のみ）

任意継続組合員資格取得申出書を事前に所属所を通して共済組合に提出してください。申出書の提出時、本人の来庁日を所属所から共済組合に伝えてください。なお、マイナ保険証の保有の有無の確認等に時間をおこしますので、本人の来庁日は共済組合に申出書が届いてから3開庁日程度経過した後となるようにしてください。

退職日から20日以内に以下のものを持って共済組合窓口で手続きを行います。

・掛金

・本人確認ができる書類（運転免許証、等）

共済組合窓口において、振込依頼書をお渡しします。当日中に銀行窓口で掛金を入金し、領収書を共済組合に提示した場合、その場で資格確認書等を受け取ることができます。

(2) 年度末退職者にかかる意向調査（事前手続き）

年度末退職者については、所属所を通じて2月下旬～3月上旬に任意継続加入に関する意向の調査を行い、任意継続組合員加入の意向を確認できた者について、任意継続組合員の事前手続きを行います。例年2月10日頃に共済組合から所属所に依頼文書を送付し、3月中旬に申出書の事前提出を締め切り、4月当初に加入手続きが行えるように振込依頼書等の準備を進めます。

4月以降の再就職を予定している者、再就職に向けて就職活動をしている者、家族の被扶養者として認定予定の者は原則事前手続きに申し込むことはできません。4月以降に他の健康保険に加入（名古屋市に再雇用され、組合員として名古屋市職員共済組合に加入する場合も含む）しないことが決定した段階で申し込むことができます。

年度末退職者用の申出書には、資格確認書の発行対象者の場合、受取方法を次の①、②から選択する欄を設けています。①は共済組合窓口で振込依頼書をお渡しし、当日掛金の入金を確認できたら、共済組合窓口で資格確認書及び資格情報通知書をお渡しする方法です。②は共済組合が振込依頼書を自宅へ郵送し、その振込依頼書で本人が掛金を入金後、共済組合で入金を確認してから資格確認書及び資格情報通知書を簡易書留にて郵送する方法です。②の場合は、本人が入金後、共済組合で入金確認ができるまでに数日かかることから、資格確認書がお手元に届くまで10日前後の日数を要します。

なお、被扶養者含む全員がマイナ保険証保有者の場合は、一律で振込依頼書を自宅へ郵送します。その振込依頼書で本人が掛金を入金後、共済組合で入金を確認してから資格情報通知書を郵送します。

また、申出書を共済組合に提出後、申出書の取下げが必要となる場合は、二重請求や過誤給付が生じないよう速やかに共済組合に連絡してください。

6 資格の喪失

(1) 資格喪失の要件

次のア～カのいずれかに該当するに至った場合、その資格を喪失します。（法144条の2・5項）

資格喪失事由	資格喪失日
ア 任意継続組合員となった日から2年間を経過したとき	任意継続組合員となった日から2年間を経過した日
イ 死亡したとき	死亡した日の翌日
ウ 掛金（初めて払い込むべき掛金を除きます。）をその払込期限までに払い込まなかつたとき	払い込まなかつた掛金の該当月の初日

エ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出た場合において、 <u>その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき</u>	希望喪失を理由として提出された任意継続組合員資格喪失・掛金還付請求申出書を共済組合が受理した日の属する月の翌月1日
オ 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者等になったとき	他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者等になった日（資格取得日）
カ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	後期高齢者医療の被保険者等となった日（資格取得日）

（2）資格喪失の手続き

①上記のア（2年満了）又はカ（後期高齢者）の場合

資格満了日（2年後又は75歳誕生日前日）の翌日に自動的に資格喪失となります。

資格喪失日以降に共済組合から任意継続組合員宛てに資格喪失証明書が送付されます。

資格確認書や組合員証等を保有している場合は、共済組合へ返納してください。資格喪失に関する本人の手続きは不要です。

なお、65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、後期高齢者医療の被保険者等となった場合は、任意継続組合員資格喪失・掛金還付請求申出書に後期高齢者医療制度の資格取得日が分かるものを添付して提出してください。

②上記のイ（死亡）の場合

組合員が死亡した場合は、相続人であることを確認できる書類を添付のうえ、相続人が任意継続組合員資格喪失・掛金還付請求申出書を提出してください。還付すべき掛金がある場合は当該相続人の口座へ入金します。

なお、組合員死亡にあたって、埋葬料、弔慰金などの給付の他、支払未済の支給がある場合などは、必要に応じその他書類も併せて提出してください。

③上記のウ（未納）の場合

資格喪失通知書を共済組合から送付します。資格確認書等を保有している場合は、共済組合へ返納してください。

④上記のエ（申出）又はオ（他保険加入）の場合

任意継続組合員資格喪失・掛金還付請求申出書に必要事項を記入のうえ、必要な書類等を添付して共済組合へ提出してください。

※親族の被扶養者となる場合は、事前に任意継続組合員の資格を希望喪失する必要があります。被扶養者の資格を得たからといって自動的に任意継続組合員の資格を喪失するわけではありませんのでご注意ください。

（通常、任意継続組合員の資格がある者は被扶養者の資格を得られません。）

（3）資格喪失後に共済組合の健康保険を使用した場合

資格喪失後に共済組合の健康保険を使用した場合、当該医療費等にかかる給付分につい

て、任意継続組合員に対し返還請求を行います。

7 任意継続掛金

(1) 任意継続掛金の徴収対象月

任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金にかかる任意継続掛金にあっては、当該各月のうち対象月に限ります。）について徴収するものとします。（令48条1項）

なお、任意継続組合員については、資格取得月を除き、基本的には資格を継続しようとする前月の末日までに、掛金を払い込まなければならず（令49条2項）、払い込みがされなかつた場合、払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除き、任意継続組合員の資格は自動的に喪失となります。（法144条の2・5項）

(2) 任意継続掛金の額

① 任意継続掛金額の算出方法

次のア及びイの標準報酬月額を比較して、いずれか低い方の標準報酬額に掛金率を乗じて掛金額を算出します。

ア 退職時の自身の標準報酬月額

イ 徴収すべき月の属する年の前年度の9月30日の全組合員の標準報酬月額の平均額
(令和7年度 410,000円)

② 掛金率

任意継続組合員の掛金算定については事業主負担分が含まれないため、任意継続の掛金率は、組合員の掛金率と事業主の負担率を合算した率となります。

なお、任意継続組合員が40歳以上65歳未満の場合、介護掛金も併せて徴収します。被扶養者の年齢は介護掛金には影響しません。

※任意継続掛金率

令和7年度 98.0/1000 (40~64歳の方は介護保険掛金16.4/1000を加算)

(3) 任意継続掛金の払込み等

①初めて払い込む場合

任意継続組合員となつた日の属する月の任意継続掛金を、その退職の日から起算して20日を経過する日までに組合に払い込まなければなりません（令49条1項）。

② 毎月払い込む場合

初めての払い込みの場合を除き、任意継続組合員は、資格を継続しようとする月の前月の末日までに、組合に払い込まなければなりません（令49条2項）。振込依頼書による振込となるため、月末日が土日祝日等で金融機関等が休みの場合は、その前日までとなります。

③ 前納期間

任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができます（法144条の2・3項）。この前納は、4月から9月まで及び10月から翌3月までの6か月間又は4月から翌3月までの12か月間を単位として行うものとします。ただし、年度途中で資格取得した者については、申出をした日の属する月の翌月以降の期間（2か月以上の期間に限る。）の任意継続掛金について前納を行うことができます（令49条の2）。

前納しようとする任意継続組合員は、当該前納すべき額を、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、組合に払い込まなければなりません（令49条の3）。

④ 前納した場合の控除額

前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とします（法144条の2・3項）。この控除額は、前納する期間の各月の任意継続掛金の額を年4パーセントの利率による複利原価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（1円未満四捨五入）を控除した額とします（令49条の4）。

⑤ 前納された掛金の還付

任意継続掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において任意継続組合員がその資格を喪失した場合においては、その者（死亡の場合はその相続人）の請求に基づき、前納された任意継続掛金のうち未経過期間に係るものを還付します（法49条の6）。

還付額は、当該未経過期間につき前納するものとした場合の前納すべき額に相当する額とします（令49条の6）。

⑥ 資格取得と同月内に資格喪失した場合

原則、資格喪失日の属する月の掛金はかかることとなっていますが、資格取得日と資格喪失日の属する月が同月である場合は、例外として当該月の1月分の掛金を支払わなければなりません。例えば、3月31日退職の翌月4月1日に任意継続組合員の資格取得し、当月の4月2日から4月30日の間に資格喪失した場合は、4月分の掛金が必要となります。

なお、当該4月中に他の健康保険に加入する場合、4月分の保険料がかかることになり、4月分の保険料等については双方で支払うこととなります。

2-4 証

1 証の種類

(1) 資格確認書

名古屋市職員共済組合
資格確認書 本人 (組合員) 令和6年12月12日交付

記号 NGY 番号 (枝番)
氏名 性別

生年月日
資格取得年月日
有効期限 令和11年11月30日

保険者番号 32230310 名古屋市職員共済組合
名 称 名古屋市職員共済組合

- ・組合員本人用
- ・記号はすべて NGY
- ・番号は、職員番号（一部除く。）
- ・枝番は 00
- ・資格取得日は、採用日
- ・負担割合は記載なし（3割）
- ・有効期限は、令和 11 年 11 月 30 日

名古屋市職員共済組合
資格確認書 家族 (被扶養者) 令和6年12月12日交付

記号 NGY 番号 (枝番)
氏名 性別

組合員氏名
生年月日
認定期月日
有効期限 令和11年11月30日

保険者番号 32230310 名古屋市職員共済組合
名 称 名古屋市職員共済組合

- ・被扶養者用
- ・記号番号は、組合員本人と同じ
- ・枝番は 01 からそれぞれ付番されたもの
- ・認定期月日から有効
- ・負担割合は記載なし
(小学校就学前 2 割、それ以外 3 割)
- ・有効期限は、令和 11 年 11 月 30 日

名古屋市職員共済組合
資格確認書 (任意継続) 本人 (組合員) 令和7年2月18日交付

記号 任NGY 番号 (枝番)
氏名 性別

生年月日
資格取得年月日
有効期限

保険者番号 32230310 名古屋市職員共済組合
名 称 名古屋市職員共済組合

- ・任意継続組合員用
- ・記号はすべて任 NGY
- ・番号は 5 ケタ番号（在職中の職員番号等とは別に設定）
- ・枝番は 00
- ・資格取得日は、退職日の翌日
- ・有効期限は、資格取得日から 2 年後

名古屋市職員共済組合	家族	令和7年2月18日交付
資格確認書(任意継続)	(被扶養者)	
記号 任NGY	番号	(枝番)
氏名		性別
組合員氏名		
生年月日		
認定期月日		
有効期限		
保険者番号 32230310	名古屋市職員共済組合	
名称	名古屋市職員共済組合	

- 任意継続組合員被扶養者用
- 記号番号は、任意継続組合員本人と同じ
- 枝番は01からそれぞれ付番されたもの
- 有効期限は任意継続組合員本人と同じ

(2) 高齢受給者証

名古屋市職員共済組合	高齢受給者証	令和7年9月1日交付
記号 NGY		(枝番)
対象者氏名		性別
組合員氏名		
生年月日		
発効年月日		
有効期限		
発行機関所在地	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
保険者番号 32230310	名古屋市職員共済組合	
名称	名古屋市職員共済組合	

- 70歳以上の高齢受給者に1枚ずつ交付
- 高齢受給者証のみでは利用できず、資格確認書と併せて利用します
- 記号番号は、組合員証と同じ
- 枝番は00
- 一部負担割合が記載されている
(一定以上所得者3割、一般2割)
- 有効期限は75歳誕生日の前日

(3) 限度額適用認定証

名古屋市職員共済組合限度額適用認定証		
年 月 日 交付		
記号	番号	
組合員	氏名	
	生年月日	年 月 日
適用対象者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
発効年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
適用区分		
発行機関	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	保険者番号	32230310
	名称及び印	名古屋市職員共済組合

- 医療費が高額で高額療養費が発生する場合に、高額療養費を現金給付から現物給付とするための証
- 交付を受けるためには申請が必要
- 限度額適用認定証のみでは利用できず、資格確認書と併せて利用

名古屋市職員共済組合特定疾病療養受療証			
認定疾病名		慢性腎不全	
受診者	氏名		
	生年月日		
	住所		
組合員	記号	NGY	番号
	氏名		
	生年月日		
自己負担限度額		1万円	
発行機関	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
	保険者番号	32230310	
	名称及び印	名古屋市職員共済組合 052-972-2158	
交付年月日		令和5年4月3日	
発効年月日		令和5年4月1日	

- ・高額な医療費が長期に必要となる特定疾病の者に交付
- ・交付を受けるためには申請が必要
- ・特定疾病療養受療証のみでは利用できず、資格確認書と併せて利用
- ・自己負担限度額は、1万円又は2万円

2 証を紛失又は毀損した場合

(1) 再交付申請

組合員は、資格確認書を亡失、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、亡失の場合を除き資格確認書を添えて、資格確認書等再交付申請書を組合に提出しなければならない（規程96条）。

再交付申請にあたっては、資格確認書等再交付申請書・滅失届に必要事項を記入のうえ、所属所経由で共済組合へ提出してください。

(2) 滅失届

退職や扶養認定取消等において、当該証を紛失等により返納できない場合は、滅失届を提出してください。

滅失届にあたっては、資格確認書等再交付申請書・滅失届又は組合員証等滅失届に必要事項を記入のうえ、所属所経由で共済組合へ提出してください。

(3) 紛失した証を発見した場合

組合員は、資格確認書の再交付を受けた後において、亡失した資格確認書を発見したときは、遅滞なく、これを組合に返納しなければならない（規程96条3項）。

発見した資格確認書は共済組合へ返納し、再交付を受けた資格確認書を引き続き使用します。

3 資格確認書のフリガナ記載事項の修正

交付された資格確認書のフリガナ記載に誤りがある場合は、資格確認書等記載事項修正届を誤記載の資格確認書と併せて組合へ提出し、正しくフリガナ記載された資格確認書の差替え交付を受けてください。

2－5 国民年金第3号被保険者の届出代行事務

1 国民年金第3号被保険者について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの間、強制加入です。このうち、共済組合の組合員に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）は、国民年金第3号被保険者となります。

国民年金第3号被保険者の届出は、配偶者を使用する事業主（公務員の場合は共済組合）を経由して行うものとされています。（国民年金法第12条第6項）

そのため、配偶者の扶養手続きの際には、第3号被保険者の届出事務が必要です。

なお、第3号被保険者としての期間は老齢基礎年金等を受けるための必要期間に算入されるため、手続きを忘れると将来受給する年金の額が減る恐れがあります。

また、短期組合員は厚生年金保険法第2条の5第1項第1号に定める第1号厚生年金被保険者であり、第1号厚生年金被保険者の被扶養配偶者に係る国民年金第3号被保険者関係届は、事業主を経由して提出することとされています（国民年金法第12条第6項）。事業主が当該届出を提出するに当たっては、被扶養者であることの医療保険者の証明が必要であり、共済組合において証明する必要があります。従来の規定では、事業主が共済組合による証明を受けた上で年金事務所又は年金事務センターへ提出することとなっていましたが、共済組合において証明後、共済組合から年金事務所又は年金事務センターに提出できるよう、国民年金法施行規則第9条の3が改正されました。原則、事業主から提出することとなりますが、共済組合からの提出も可能となりました。

＜参考：国民年金の被保険者の種類＞

第1号被保険者 下記の第2号被保険者、第3号被保険者以外の加入者
(直接保険料を納めなければならない加入者)

第2号被保険者 共済組合の組合員や厚生年金の被保険者
(公務員、民間サラリーマン等)

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の人
(直接保険料を納める必要のない加入者)

※ 昭和61年3月までは、公務員等、被用者の配偶者は国民年金への加入は任意でした。

第3号被保険者の制度は、昭和61年4月1日から始まった制度です。

2 第3号被保険者の要件

第3号被保険者としての届出をする者は、以下の4点を満たす必要があります。

- ① 第2号被保険者の配偶者であること（注1）
- ② 主として第2号被保険者の収入により生計を維持されていること
- ③ 第2号被保険者でないこと（厚生年金、共済年金に加入していないこと）
- ④ 20歳以上60歳未満であること

（注1）事実上の配偶者（いわゆる内縁関係にある者）も含みます。

3 第3号被保険者の認定について

第3号被保険者の認定は、日本年金機構が行います（国民年金法施行令4条）。第3号被保険者としての届出をする者が、共済組合の被扶養者として認定されている場合は、20歳以上60歳未満の間、原則として国民年金法上の第3号被保険者として取り扱われます。

また、配偶者が元勤務先の任意継続被保険者等で、共済組合の被扶養者でない場合でも、第3号被保険者の収入等要件を満たす場合は、共済組合経由で届出を行うことができます。

4 第3号被保険者の収入要件

「年間収入が130万円未満（厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合180万円未満）であること」を前提に、同一世帯であるか否か、生計維持の中心となっているものは誰か等を考慮して決定されます。

失業給付、出産手当金、傷病手当金も年間収入に含みます。

5 保険料について

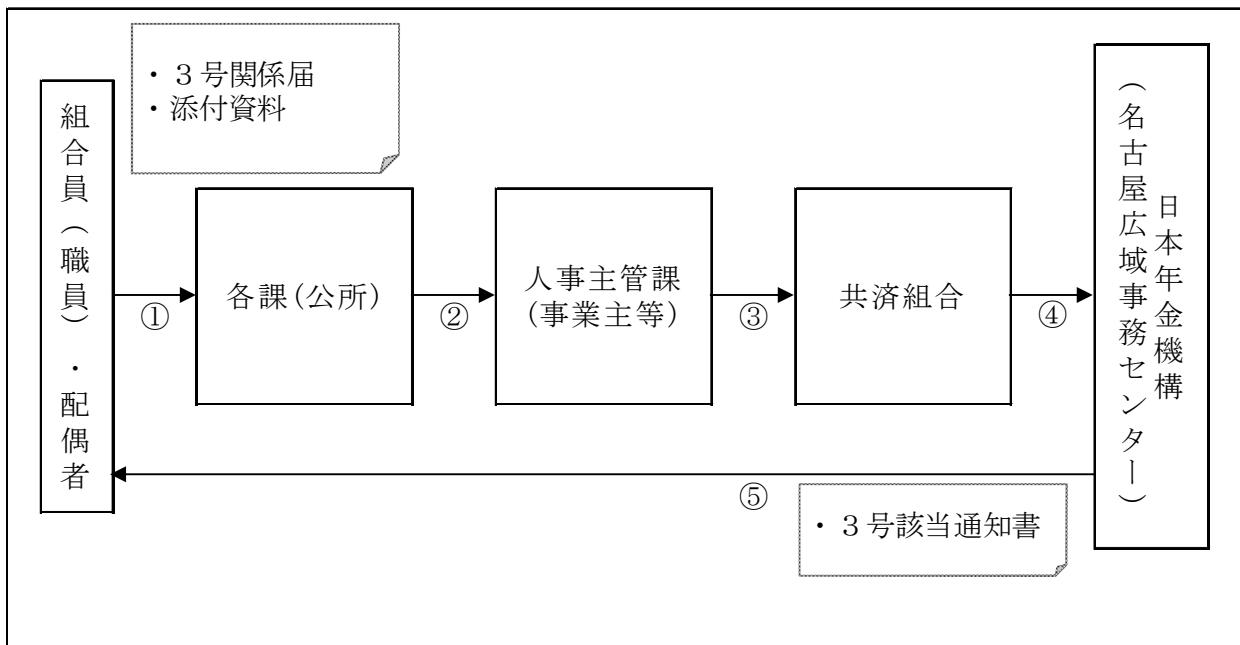
国民年金第3号被保険者は、加入は強制でありながら、国民年金保険料を自分で負担する必要はありません。第3号被保険者の保険料は、共済組合が国民年金制度へ基礎年金拠出金としてまとめて払い込んでいます。すなわち、組合員全体で第3号被保険者の保険料を負担していることとなります。

なお、組合員の共済年金の掛金は、被扶養配偶者の有無にかかわらずその組合員の標準報酬月額等によって決定されています。

6 第3号被保険者に関する届出

第3号被保険者に該当したときは、共済組合を経由して届け出る必要があります。

届出（短期組合員を除きます。）の流れを示したのが、下の図です。



※退職派遣されている組合員（継続長期組合員）は、長期（年金）については、引き続き組合員ですが、短期（健康保険）については適用が除外されるため、当組合では届出代行ができません。退職派遣先で届出を行なってください。

7 第3号被保険者の手続き

(1) 配偶者が被扶養者となったとき

① 第3号被保険者関係届

次のような場合は、健康保険の被扶養者の認定手続きと併せ、所属所を通じて「第3号被保険者該当届」の提出が必要です。届出の際は「資格関係非電算届出送付書」を付けてください。

- ア 配偶者を扶養することになったとき
- イ 配偶者を扶養している者が組合員となったとき
- ウ 被扶養配偶者が満20歳になったとき（健康保険の届出は不要）
- ※ 被扶養配偶者となった時点で満60歳に到達している場合は届出不要です。

② 添付書類

健康保険の被扶養認定日と3号該当年月日（事実発生日）が同日の場合は添付不要です。認定年月日が異なる場合は添付書類（3号該当年月日・扶養の事実の証明）が必要です。なお、年金手帳は、提出不要です。

＜届出が不要な例＞

定年退職後引き続きフルタイム再任用職員として採用された場合

退職派遣されていた組合員が退職派遣先から戻ってきた場合

※ 派遣解除と同時に新たに被扶養配偶者となった場合（第3号被保険者となる場合）は該当届の提出が必要となりますのでご注意ください。

(2) 配偶者が被扶養者ではなくなったとき

次のような場合は、健康保険の被扶養者の取消手続きと併せ、所属所を通じて「第3号被保険者関係届」の提出が必要です。届出の際は「資格関係非電算届出送付書」を付けてください。

- ア 第3号被保険者が離婚・別居・収入増等により被扶養者でなくなったとき
- イ 国内に住所を有しない第3号被保険者が被扶養者でなくなったとき
- ※ 日本年金機構で、地方公共団体情報システム機構から定期的に異動情報を取得するため死亡届の提出は原則不要です。

＜届出が不要な例＞

被扶養配偶者が60歳に到達した場合

被扶養配偶者が就職し、被用者年金制度に加入した場合（3号→2号）

組合員が退職した場合（3号→3号、又は3号→1号）

※ 組合員が再就職し、被用者年金に加入した場合（3号→3号）は、再就職先で手続きが必要です。
組合員が被用者年金に加入しなかった場合（3号→1号）は、市区町村で手続きが必要です。

組合員が65歳に到達した場合

※ 被扶養者の住所地の市区町村役場の国民年金窓口又は年金事務所にて国民年金第1号被保険者への変更手続きが必要です。

(3) 住所・氏名が変更になったとき

日本年金機構で、地方公共団体情報システムから定期的に異動情報を取得するため住所変更届、氏名変更届の提出は原則不要です。(異動情報が取得できない場合は日本年金機構から所属又は本人あてに通知されます。)

ただし、日本年金機構からの通知書等を住民票とは別の居所に送付希望される場合は住所変更届が必要です。

(4) 第3号関係届の様式について

職員情報システムは対応していません。用紙は共済組合ウェブサイトからダウンロードしてください。

(5) 届出の流れについて

前頁でお示ししたとおり、国民年金第3号被保険者関係届は所属所を通じて共済組合に提出してください。共済組合でとりまとめて1か月に1回程度日本年金機構に送付します。共済組合への提出時期によっては、提出から日本年金機構での認定までにかなりの時間を要しますのでご了承願います。

ただし、**年度末退職者**で一般組合員から短期組合員となり、年金が共済年金から1号厚生年金となる者の被扶養者については、組合員の厚生年金保険資格取得届及び被扶養者の国民年金第3号被保険者関係届は所属でとりまとめて日本年金機構に送付してください。(この取扱が難しい場合はご相談ください。)

8 時効

国民年金第3号被保険者の届出は、遡及して行うことができます(注1)。

ただし、届出が遅れて、2年以上遡った認定を届出る場合は、原則として届出月から2年を超える期間は、国民年金保険料未納期間(いわゆる3号未納期間)として、老齢基礎年金の基礎とはならなくなるため、注意が必要です(注2)。

(注1) 被扶養の事実を明らかにできなかったときは、明らかにすることのできる時点からの3号該当となる場合もあります。

(注2) 平成17年3月31日までの期間にかかる3号未納期間については、特例措置として保険料納付済期間となります。平成17年4月1日以後の期間にかかる3号未納期間については、届出が遅れたことについて、「やむを得ない事情」があると認められたときのみ、保険料納付済期間となります。

※国民年金の加入歴の確認など、詳しくは居住地を管轄する年金事務所に直接お問い合わせください。

2-6 届出等

1 送付書

(1) 送付書

資格関係の届出には必ず送付書を添付して送付してください。

職員情報システムによる届出は名古屋市職員共済組合への送付書、その他の届出は資格関係非電算届出送付書を添付してください。

送付書は届出等の事由ごとに作成してください。

また、被扶養者の認定・取消についても別々に作成してください。

個人番号申告票にかかる送付書についても、各種届出と分離して作成してください。

被扶養者申告書に付随する個人番号申告票については被扶養者申告書に係る送付書でも可としています。

(2) 職員情報システムに対応している届出書等の提出

職員情報システムを利用する場合は、システムに必要事項を入力し出力された届出書等を提出してください。

また、データ送付により出力される送付書を添付して共済組合へ送付してください。

(3) 職員情報システムに対応していない届出書等の提出

システム対応していない届出書等については、共済組合ウェブサイトから必要な届出書等を印刷し、手書きで必要事項を記入して提出してください。

また、送付書は資格関係非電算届出送付書を利用してください。

職員情報システムを利用していない所属（名古屋港管理組合、名古屋競輪組合等）及び会計年度任用短時間勤務職員については、すべての届出書等について、同様となります。

2 職員情報システムによる届出等

共済組合に関係する届出等の一部については、職員情報システムを利用してください。

職員情報システムの対象外となっている届出書・申請書等については、共済組合ウェブサイトに掲載されている様式を使用してください。

資格関係の届出は、職員情報システムから出力した届出書等を共済組合に提出するとともに、所属所は関係データを共済組合へ送付してください。

《注意事項等》

- ・送付済のデータは所属所で削除できないため、入力内容に誤り等がないか十分確認してからデータを送付してください。
- ・送付書を再印刷する場合は、届出・申請状況画面で当該データを選択せず、送付 NO 入力欄に送付書の NO を入力し送付書印刷ボタンを押すと印刷されます。

職員情報システム対応の届出書等一覧

届出書等		職員情報システムによる入力	共済組合へのデータ送付
資格 関 係	資格取得届/公務員等前歴報告	必須	必須
	組合員異動報告		
	退職届/公務員接続就職届		
	組合員氏名変更届		
	被扶養者申告書		